

第208回

長野県都市計画審議会

調査審議 資料集

令和3年6月 11 日

目 次

第7回区域区分（市街化区域・市街化調整区域）の見直しについて	1
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しについて	23

第208回 長野県都市計画審議会

調査審議第1号

第7回区域区分（市街化区域・市街化調整区域）の見直しについて

本審議会における説明経過について

回	年月日	内容	説明内容
第201回	令和元年 7月9日	【調査審議】 第7回区域区分（市街化区域・市街化調整区域）の見直しについて	概要、経過、見直し方針、目標年次、計画フロー、フレームの算定方法、スケジュール
第203回	令和2年 1月30日	【調査審議】 第7回区域区分（市街化区域・市街化調整区域）の見直しについて	区域マスの概要、区域区分の関係、フレームの算定、フレームの見込み
第205回	令和2年 9月8日	【調査審議】 第7回区域区分（市街化区域・市街化調整区域）の見直しについて	フレームの算定・有無、塩尻都市計画区域の候補地選定
第206回	令和2年 12月23日	【その他】 ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しについて ・第7回区域区分見直し 人口・工業フレームについて	区域マスの見直し方針 フレームの数値
第207回	令和3年 3月26日	【議案審議】 ・塩尻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について ・塩尻都市計画区域区分の変更について 【調査審議】 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案及び区域区分の見直しについて	区域マスの原案、新旧対照表 フレームの数値と編入箇所 区域マス（長野、須坂、松本）の概要、 フレームの数値

- 1 区域区分とは
- 2 人口フレームと工業フレーム
- 3 長野市の市街化編入候補地
- 4 松本市の市街化編入候補地
- 5 須坂市、小布施町の区域区分の今後の方針
- 6 今後の予定

- 1 区域区分とは**
- 2 人口フレームと工業フレーム
- 3 長野市の市街化編入候補地
- 4 松本市の市街化編入候補地
- 5 須坂市、小布施町の区域区分の今後の方針
- 6 今後の予定

無秩序な開発を防止し計画的な市街化を図るため、区域区分の設定をすること。

■市街化区域

既に市街地を形成している区域及び概ね十年以内に優先的、かつ計画的に市街化を図るべき区域

■市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域

■決定権者

長野県

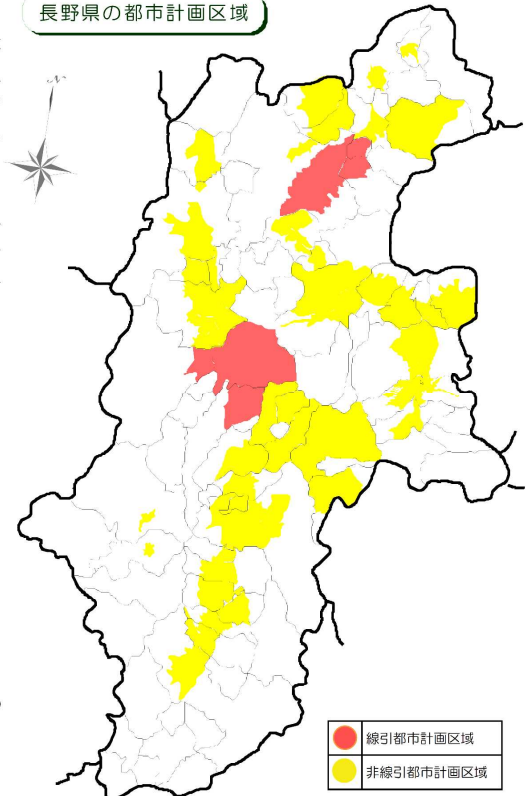
※市町村は都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができる

◆都市の現況

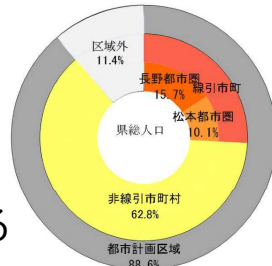
県下では昭和2年に長野市、松本市に都市計画区域が指定されて以来、指定区域は順次拡大し、現在では県内の主要都市の大部分である19市25町村（39都市計画区域）において指定がされています。

令和2年3月31日現在、都市計画区域の県全体に占める割合は、面積で26.6%、人口で88.6%（対H27国調人口比）となっています。

長野県の都市計画区域



人口に占める都市計画区域内人口



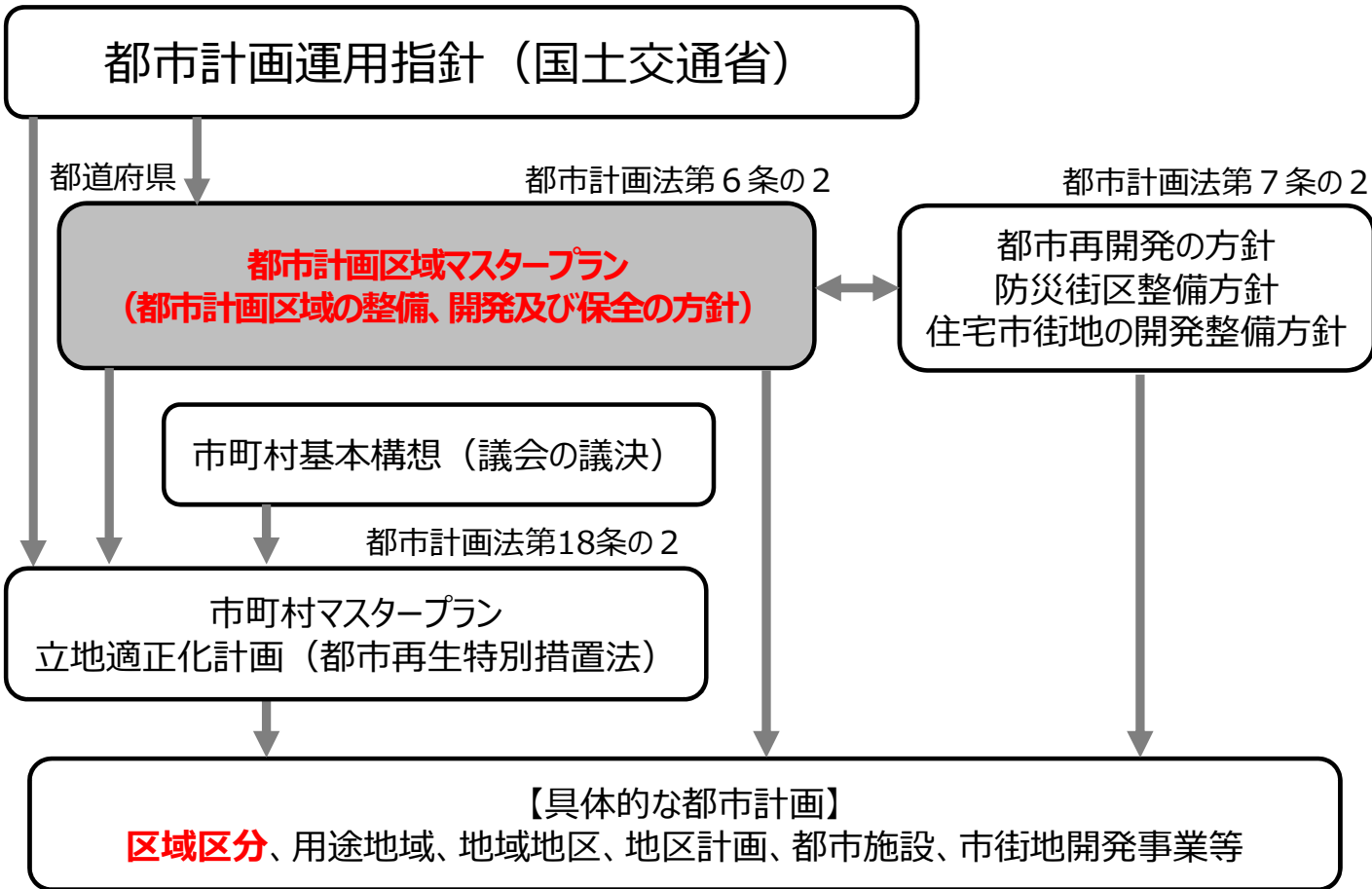
(人口は平成27年10月1日現在)

長野都市計画区域（長野市）と須坂都市計画区域（須坂市・小布施町）

見直し回数	長野			須坂(須坂市・小布施町)		
	告示年月日	面積(ha)		告示年月日	面積(ha)	
		市街化区域	市街化調整区域		市街化区域	市街化調整区域
当初	S46.1.28	4,922	15,239	S46.1.28	915	4,580
第1回	S54.9.10	5,247	14,914	S53.3.27	946	4,549
第2回	S61.8.14	5,615	14,546	S61.8.14	1,021	4,474
第3回	H5.6.24	5,815	14,347	H5.6.24	1,028	4,467
第4回	H11.8.12	5,903	14,258	H11.9.27	1,094	4,401
第5回	H16.5.13	5,904	14,257	H16.5.13	1,094	4,401
第6回	H24.1.26	5,948	14,213	H24.1.26	1,094	4,401

松本都市計画区域（松本市）と塩尻都市計画区域（塩尻市）

見直し回数	松本			塩尻			豊科		
	告示年月日	面積(ha)		告示年月日	面積(ha)		告示年月日	面積(ha)	
		市街化区域	市街化調整区域		市街化区域	市街化調整区域		市街化区域	市街化調整区域
当初	S46.5.17	2,262	24,168	S46.5.17	614	9,093	S46.5.17	357	3,440
第1回	S52.7.28	2,684	23,796	S52.7.28	760	8,947	S52.7.28	346	3,451
第2回	S59.4.19	3,563	22,861	S59.4.19	843	8,870	S59.4.19	455	3,342
第3回	H4.6.25	3,675	22,749	H4.6.25	929	8,784	H4.6.25	463	3,448
第4回	H10.7.30	3,715	22,836	H10.7.30	939	8,774	H10.7.30	486	3,425
第5回	H16.5.13	3,764	22,787	H16.5.13	939	8,774	H16.5.13	499	3,412
第6回	H22.11.4	3,786	24,769	H24.1.26	944	8,769	※		



7



位置づけ

・都市の発展の動向、人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して都市の将来像を明確にするとともに、都市計画区域における区域区分を始めとした**都市計画の基本的な方針**を定めたもの

作成主体

・県

計画の期間

・20年（20年後の都市の姿を展望した上で10年以内の整備するものを整備の目標として示す）

定めるもの

・**区域区分の決定**の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針

努めて定めるもの

・都市計画の目標

・土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

都市計画法第6条の2

都市計画区域マスタープラン (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

県が都市計画区域ごとに、一市町村を越えた広域的な見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるもの。

【都市計画区域マスタープランの構成】

1. 都市計画の目標

- (1) 都市計画区域の範囲
- (2) 都市づくりの基本理念
- (3) 地域ごとの市街地像

2. **区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針**

- (1) 区域区分の決定の有無
- (2) 区域区分の方針

3. 主要な都市計画の決定方針

- (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

都市計画区域マスタープランの変更とともに「区域区分の変更」を行う。

9

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

(2) 区域区分の方針

① おおむねの人口

各都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を想定

② 産業の規模

各都市計画区域の将来における産業の規模を想定

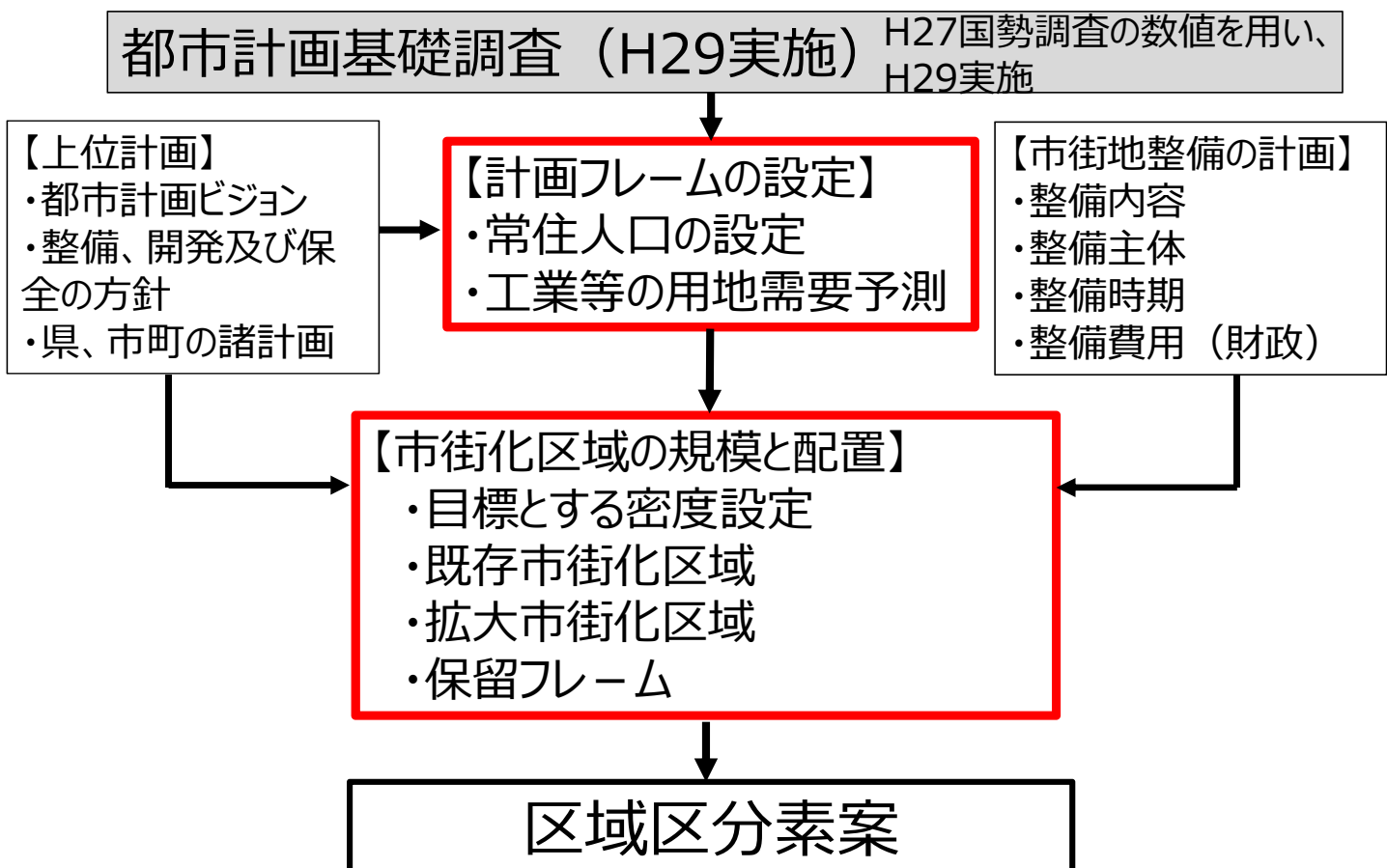
③ 市街化区域のおおむねの規模

今回の定期見直し

基準年：平成27年とし、10年後の令和7年の人口、産業規模を想定する。

- 1 区域区分とは
- 2 人口フレームと工業フレーム**
- 3 長野市の市街化編入候補地
- 4 松本市の市街化編入候補地
- 5 須坂市、小布施町の区域区分の今後の方針
- 6 今後の予定

区域区分の計画フロー



人口フレームの設定（常住人口の設定）

行政区域将来人口（令和7年）

日本の市区町村別将来推計人口
(国立社会保障・人口問題研究所)

都市計画区域外人口（令和7年）

回帰分析により推計

都市計画区域人口（令和7年）

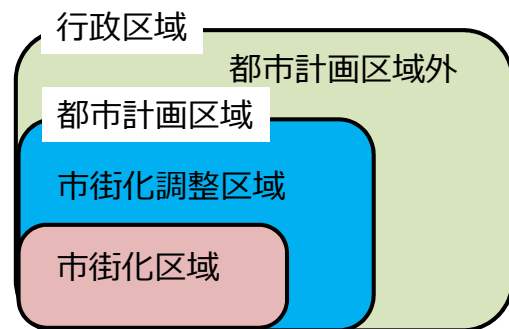
行政区域人口 - 都市計画区域外人口

市街化調整区域人口（令和7年）

回帰分析により推計

市街化区域人口（令和7年）【常住人口】

都市計画区域人口 - 市街化調整区域人口で算出



人口フレームの設定（常住人口の設定）

市街化区域人口（令和7年）【常住人口】

都市計画区域人口 - 市街化調整区域人口で算出

既存市街地内での収容可能人口

(将来可住地面積 × 想定人口密度)

拡大需要人口

市街化区域人口 - 既存市街地内での収容可能人口

既成市街地として
編入する区域の人口

人口フレーム

拡大需要人口 - 既成市街地の人口

行政区域

都市計画区域外

都市計画区域

市街化調整区域

市街化区域

想定人口密度

市街化区域内人口 / 可住地面積

公共用地率【25%】

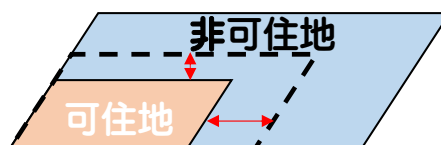
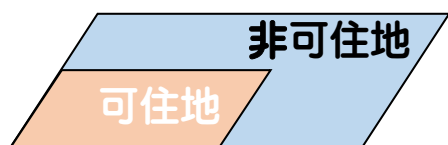
※組合施行土地区画整理事業の補助採択要件を参考

必要となる住居系面積【参考】

人口フレーム ÷ 想定人口密度 ÷ 【1 - 0.25】

※人口密度維持
集約型都市構造
(立地適正化計画等)
密度 = 人口 / 可住地

都市環境の利便性向上のため、
市街化区域内の道路、公園整備等
が不可欠



10年後の開発を推計

道路、公園等整備により、
非可住地【増】

非可住地 ↑ (増) 可住地 ↓ (減)

※人口密度維持
【地域の特性を考慮した
適正な将来人口密度】

人口減少社会においても住居系の
市街化区域拡大が必要な箇所がある

工業フレームの設定 (工業の用地需要予測)

製造品出荷額の推移 (H22~H27)

工業統計

企業物価指数

※H27を100とした指数に変換

デフレーター補正後の製造品出荷額の推移

将来の製造品出荷額の推計値 (R7)

回帰分析により推計

拡大需要 (工業フレーム)

製造品出荷額の推計値(R7)-実績値(H27)

敷地生産性 ※H22~H27の平均
(補正後の出荷額 / 工業用地面積)

公共用地率 【25%】

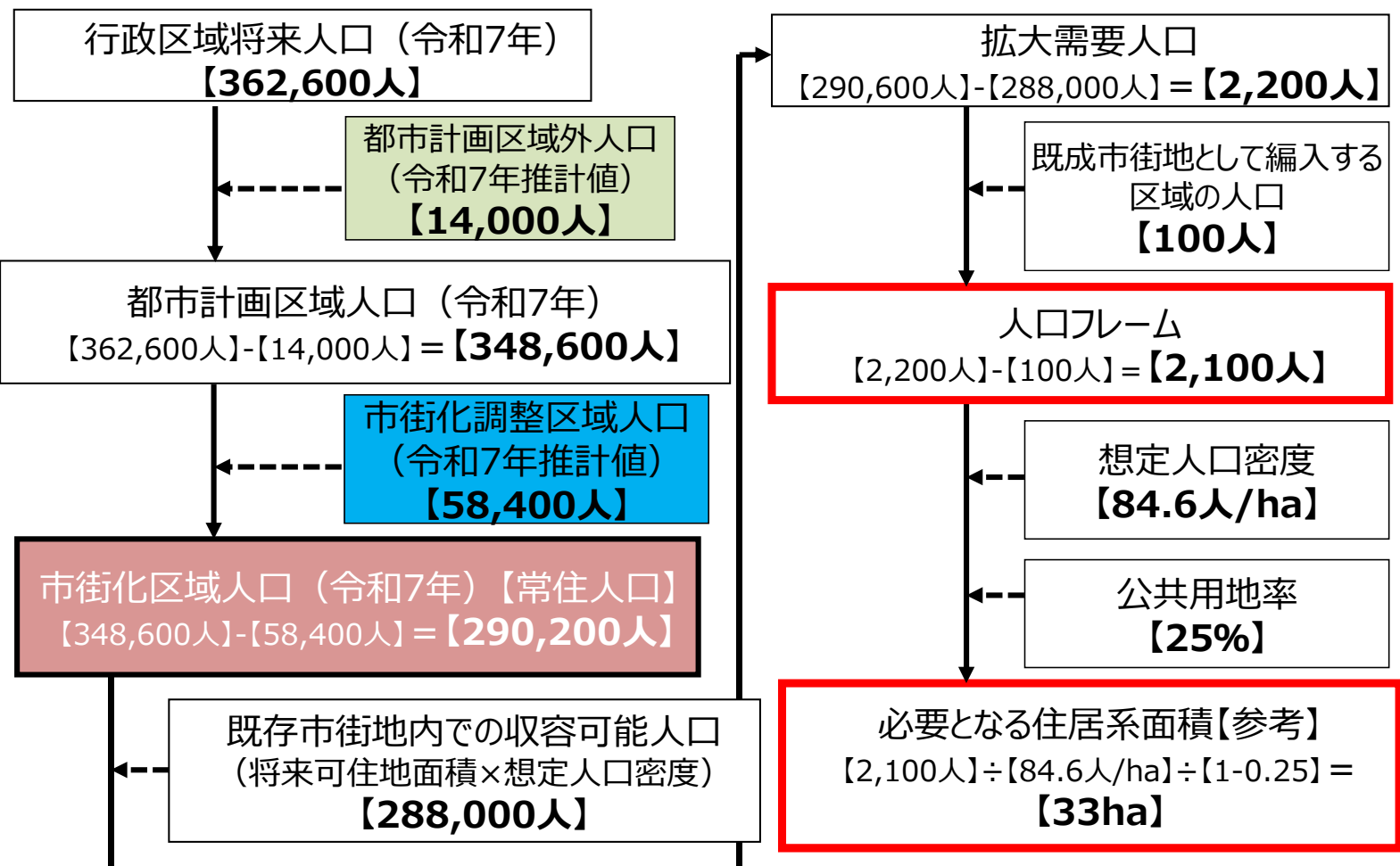
必要となる工業系面積【参考】

工業フレーム ÷ 敷地生産性 ÷ (1-0.25)

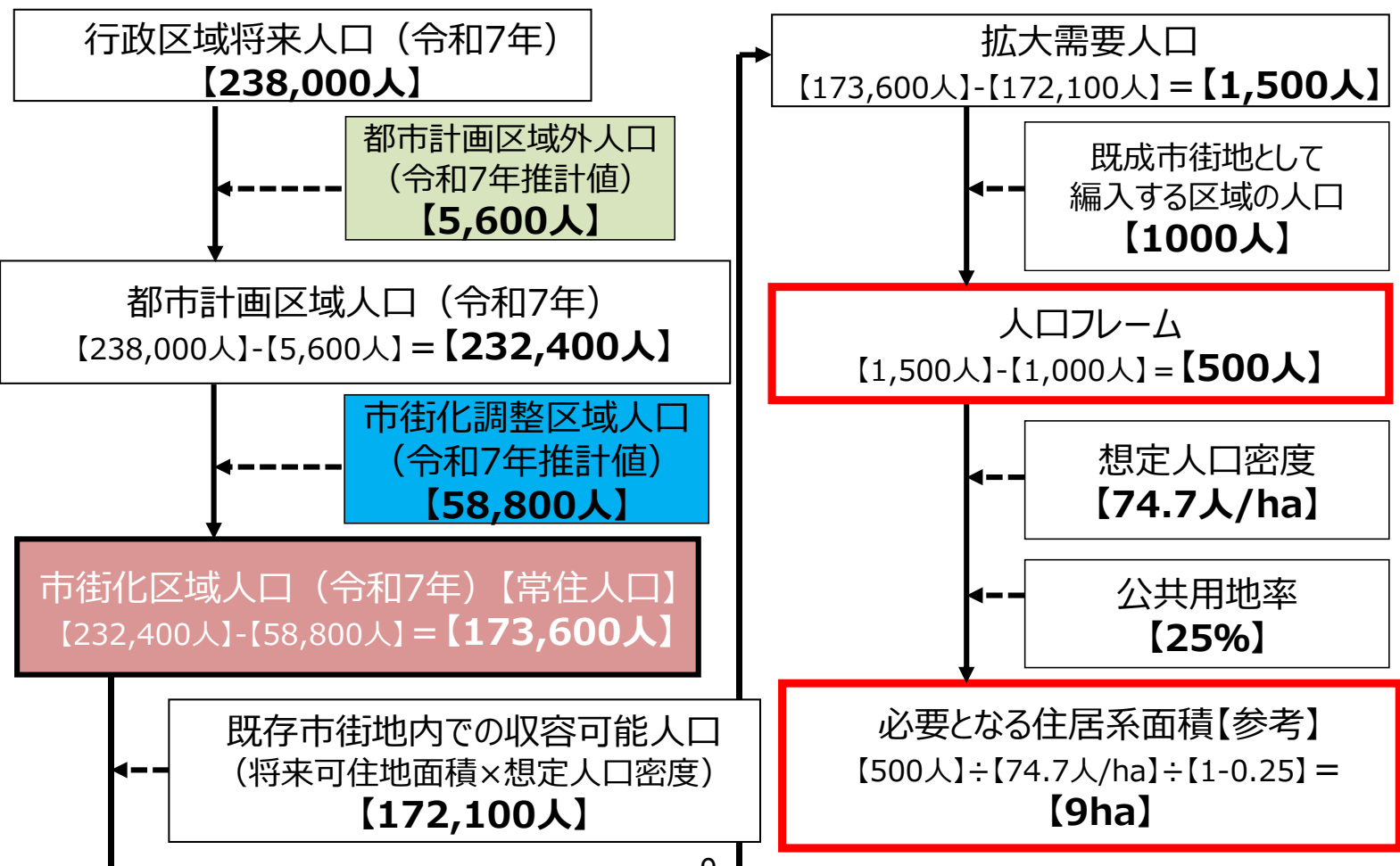
将来の製造品出荷額

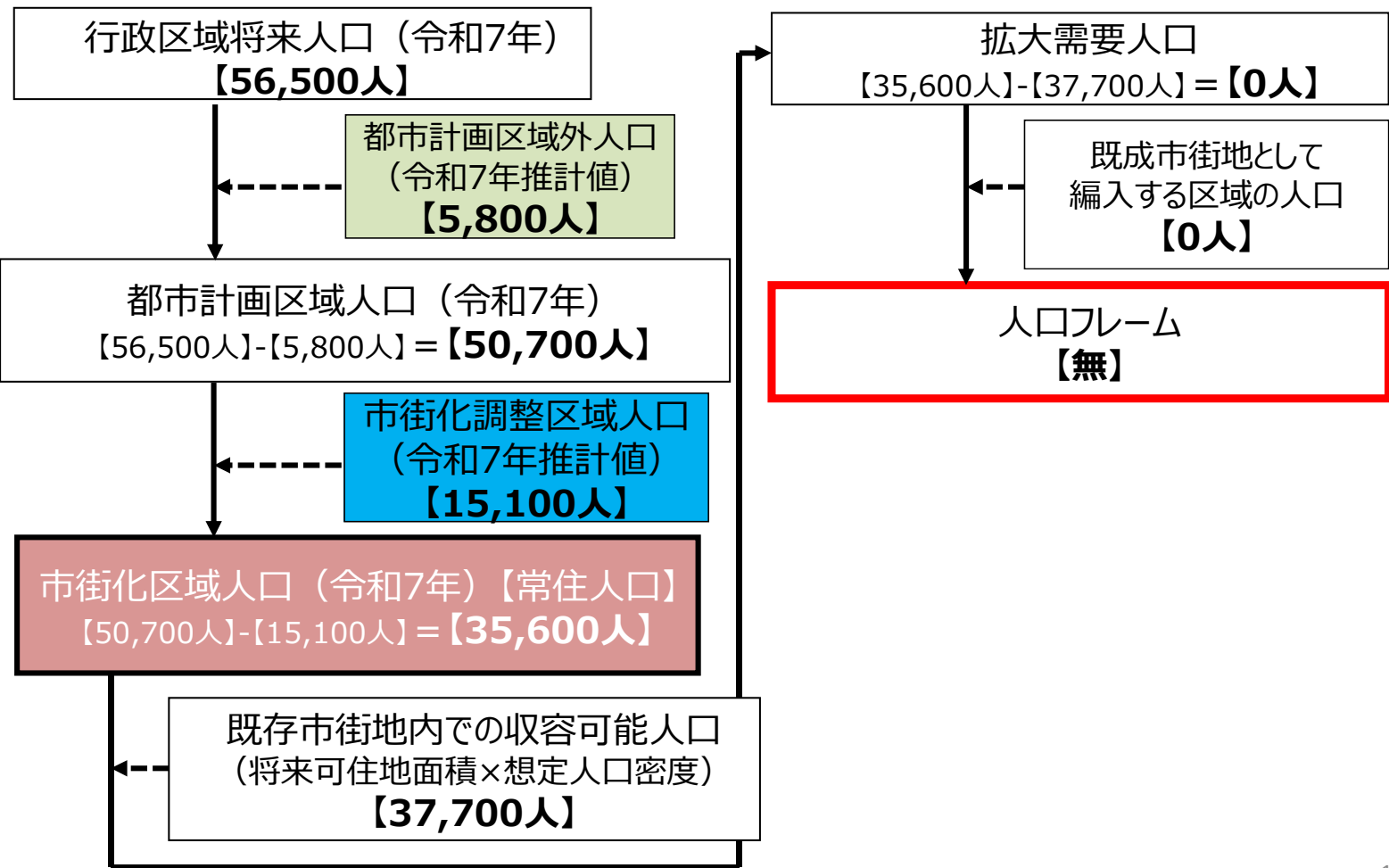
製造品出荷額の実績値
(デフレーター補正後)

市街化区域の拡大需要(長野都市計画区域)



市街化区域の拡大需要(松本都市計画区域)





人口フレーム及び工業フレーム一覧

長野県内における都市計画区域毎の人口フレーム及び工業フレーム一覧（令和7年時）

- 基準年 … 平成27年(2015年)
- 基準年10年後 … 令和7年(2025年)

区域区分		人口フレーム (拡大需要)				工業フレーム (拡大需要)		
都市計画区域	市町	保留人口(人)	人口密度※1 (人/ha)	面積※2 (ha)	備考	製造品出荷額(億円)	面積※2 (ha)	備考
線引き都市計画区域		4,400人	-	約78ha	-	4,717億円	約641.4ha	-
長野	長野市	既成市街地分：100人 保留分：2,100人 【一部即編】	84.6人/ha	既成市街地分：約5ha 新市街地分：約33ha	【既成市街地】 川中島御厨	2,039億円【一般】	約353.1ha	-
		年度 H27 R7		5,801 → 7,840				
		市街化区域 需要		289,200 288,000 - 290,200				
須坂	須坂市 小布施町	-	56.3人/ha	-	-	471億円【一般】	約101.3ha	-
		年度 H27 R7		1,389 → 1,860				
		市街化区域 需要		37,800 37,700 - 35,600				
松本	松本市	既成市街地分：1,000人 即編分：500人	74.7人/ha	既成市街地分：約19ha 新市街地分：約9ha	【既成市街地】 東方、和田西原 【即編】 上村井	1,268億円【一般】	約136.3ha	-
		年度 H27 R7		4,894 → 6,162				
		市街化区域 需要		173,000 172,100 - 173,600				
塩尻	塩尻市	700人【一般】	79.0人/ha	約12ha	-	939億円【一部即編】	約50.7ha	【即編】 野村 桔梗ヶ原
		年度 H27 R7		7,523 → 8,462				
		市街化区域 需要		38,900 38,500 - 39,200				

※1 人口密度は概ね10年後に市街化区域内人口が基準年の人口と比べ減少となる場合は、基準年の人口と概ね同等の人口密度を確保するものとする。

基準年人口と比べ増加となる場合は、基準年と比べ高い人口密度を設定する。【p10参照】

※2 面積は参考値（長野県算出）であるため、今後変更の可能性あり

長野の人口フレームを用いて市街化区域への編入を検討中

- 1 区域区分とは
- 2 人口フレームと工業フレーム
- 3 長野市の市街化編入候補地**
- 4 松本市の市街化編入候補地
- 5 須坂市、小布施町の区域区分の今後の方針
- 6 今後の予定


21

区域区分の見直し基準について（長野県）

基本方針

長野県の新たな総合計画である中期総合計画、県土全体にわたる都市づくりの方向性を示した「長野県都市計画ビジョン」、そして、都市計画制度活用の方針を示した「長野県都市計画制度活用指針」、並びに景観法の精神も踏まえ、圏域及び区域マスタープランや立地適正化計画との整合を図りながら、以下の方針により区域区分の見直しを行うものとする。

- (1) 次の2点を基本的な考え方として、区域区分の見直しを行うものとする。
 - 無秩序な都市の拡散を抑制し、都市機能をコンパクトに集約させた都市構造の実現を目指す。
 - 長野県特有の自然環境、田園環境を保全し、優れた景観や歴史的な資産を保全する。
- (2) 住宅地の供給を目的とした市街化区域の拡大については、今後の需要予測を十分精査し、農林漁業との健全な調和を図りつつ、計画的な市街地整備が確実な区域について、必要最小限とする。
- (3) 産業用地については、工業出荷額等のデータからの推計、各都市の産業に関する将来ビジョンや政策を踏まえ、需要に適切に対応できる規模の区域を農林漁業との健全な調和を図った上で市街化区域に編入する。
- (4) 既に市街化した土地の区域についても、土地利用の動向や社会基盤の整備状況を踏まえた上で、市街化区域への編入を検討する。


 長野市

基本方針

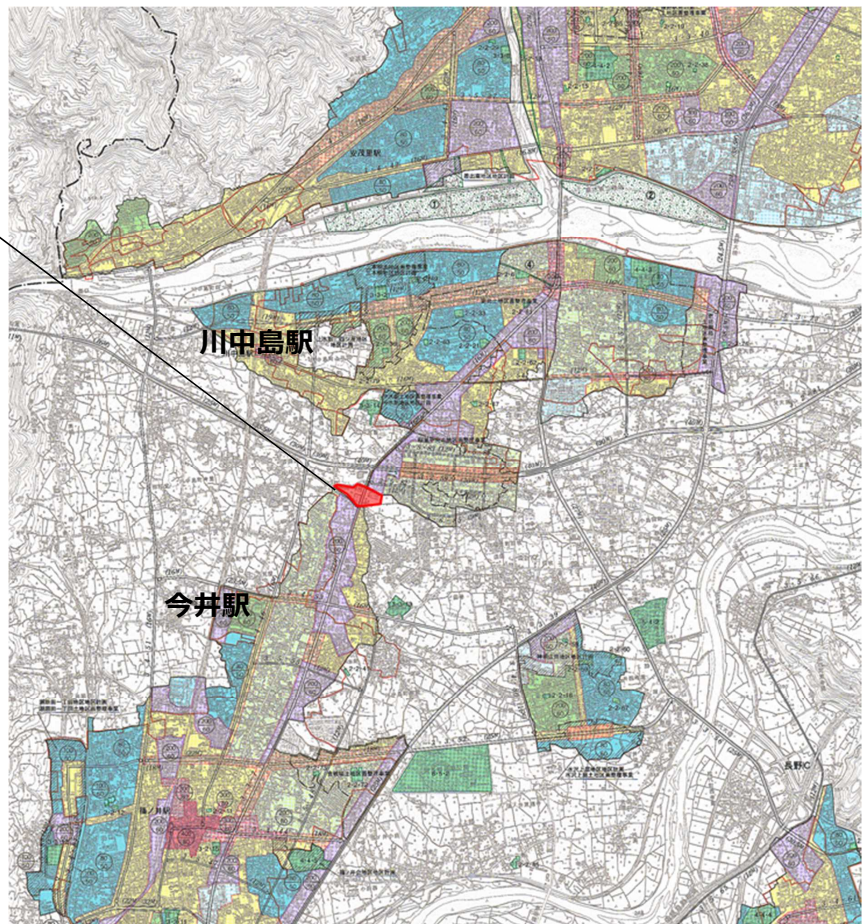
人口減少や少子・高齢化を踏まえ、市街地の無秩序な拡散を抑制するため**開発型から保全型へと転換し、集約型都市構造に対応する土地利用**を目指し、以下の項目に配慮して土地利用の計画的な規制・誘導を進める。

- ・ 市街地の区域は**現状の市街化区域を基本**とする
- ・ 線引き見直しによる市街化区域への編入は、地域の特性や産業の見通しを踏まえた上で、**市の上位計画と整合し、その方針に沿った施策**として位置づけられた事業区域を除き行わない
- ・ 災害発生の恐れが高い区域において、土地利用方策と連動した**防災・減災対策が検討又は実施されていない区域は保全されるべき区域**とし、新たな市街化区域編入は行わない
- ・ **自然環境の維持保全**や**農林業振興**と**都市生活の共存**を図る
- ・ 市街化区域内の公共交通が便利なエリアへ**生活サービス施設等の機能**や**居住を誘導**する

23

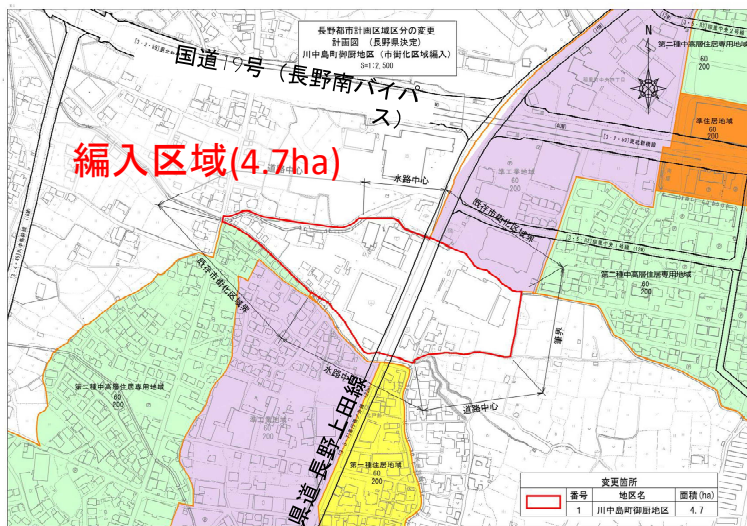
長野都市計画区域 市街化編入候補地

地区名	川中島御厨地区
面積	4.7ha
備考	既成市街地として編入



区域区分制度以前より宅地となっていたため住宅などが建設されている。

24



地区の概要

- 沿道サービスとしての土地利用が進んでいる。
- 長野～篠ノ井を結ぶバス路線となっており交通利便性が高い。
- 市都市マスでは長野上田線沿線は商業・工業等の複合的な土地利用を進めるとしている。

※農政部局との事前調整は今後実施

既成市街地としての要件

周辺の人口密度	60.9人/ha (> 40人/ha)
編入区域の建築物が占める割合	84.8%(> 1/3)

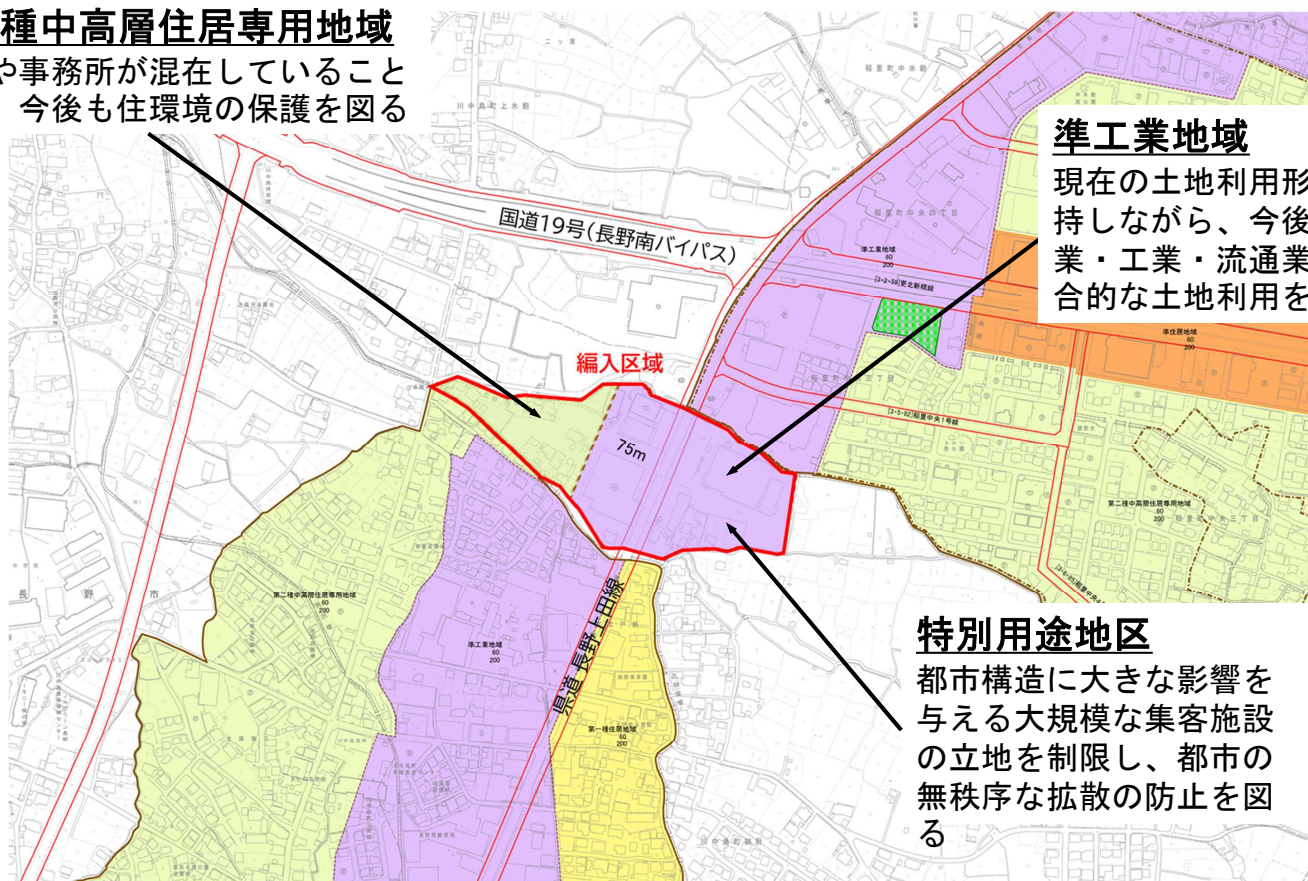
25

【参考：市決定】 将来想定用途等

第二種中高層住居専用地域
住宅や事務所が混在していることから、今後も住環境の保護を図る

準工業地域
現在の土地利用形態を維持しながら、今後も商業・工業・流通業等の複合的な土地利用を図る

特別用途地区
都市構造に大きな影響を与える大規模な集客施設の立地を制限し、都市の無秩序な拡散の防止を図る



県基準	市基準	既成市街地の要件	関連計画との整合	地元合意	災害ハザード	水害リスク対策
○	○	○	<p>○</p> <p>区域マス：今井駅、川中島駅周辺の生活拠点の形成を図る。 市マス：長野上田線沿線は商業・工業等の複合的な土地利用を進める。</p>	概ね○	一部浸水深 3.0m未満	○ (雨水幹線、指定避難所、避難路の確保)



長野都市計画区域 今後の方針

長野県内における都市計画区域毎の人口フレーム及び工業フレーム一覧（令和7年時）

- 基準年 … 平成27年(2015年)
- 基準年10年後 … 令和7年(2025年)

区域区分		人口フレーム (拡大需要)				工業フレーム (拡大需要)		
都市計画区域	市町	保留人口(人)	人口密度※1 (人/ha)	面積※2 (ha)	備考	製造品出荷額(億円)	面積※2 (ha)	備考
線引き都市計画区域		4,400人	-	約78ha	-	4,717億円	約641.4ha	-
長野	長野市	既成市街地分：100人	84.6人/ha	既成市街地分：約5ha 新市街地分：約33ha	【既成市街地】川中島御厨	2,039億円【一般】	約353.1ha	-
		保留分：2,100人【一部即編】				5,801 → 7,840		
		年度 H27 R7						
		市街化区域 289,200 288,000						
需要 - 290,200								

- ・保留分の人口フレームを用いて、適切な箇所の市街化編入を検討。(穴抜け箇所や公共交通の利便性が高いエリアなど)
- ・工業フレームを用いて適切な工業用地の市街化区域編入を検討。(周辺非線引き都市の乱開発を抑制)
- ・拡大しすぎている市街化区域や災害リスクの高い市街化区域を市街化調整区域へ戻すこと(逆線引き)を検討。

- 1 区域区分とは
- 2 人口フレームと工業フレーム
- 3 長野市の市街化編入候補地
- 4 松本市の市街化編入候補地**
- 5 須坂市、小布施町の区域区分の今後の方針
- 6 今後の予定

区域区分の見直し基準について（長野県）

基本方針

長野県の新たな総合計画である中期総合計画、県土全体にわたる都市づくりの方向性を示した「長野県都市計画ビジョン」、そして、都市計画制度活用の方針を示した「長野県都市計画制度活用指針」、並びに景観法の精神も踏まえ、圏域及び区域マスタープランや立地適正化計画との整合を図りながら、以下の方針により区域区分の見直しを行うものとする。

（１） 次の２点を基本的な考え方として、区域区分の見直しを行うものとする。

- 無秩序な都市の拡散を抑制し、都市機能をコンパクトに集約させた都市構造の実現を目指す。
- 長野県特有の自然環境、田園環境を保全し、優れた景観や歴史的な資産を保全する。

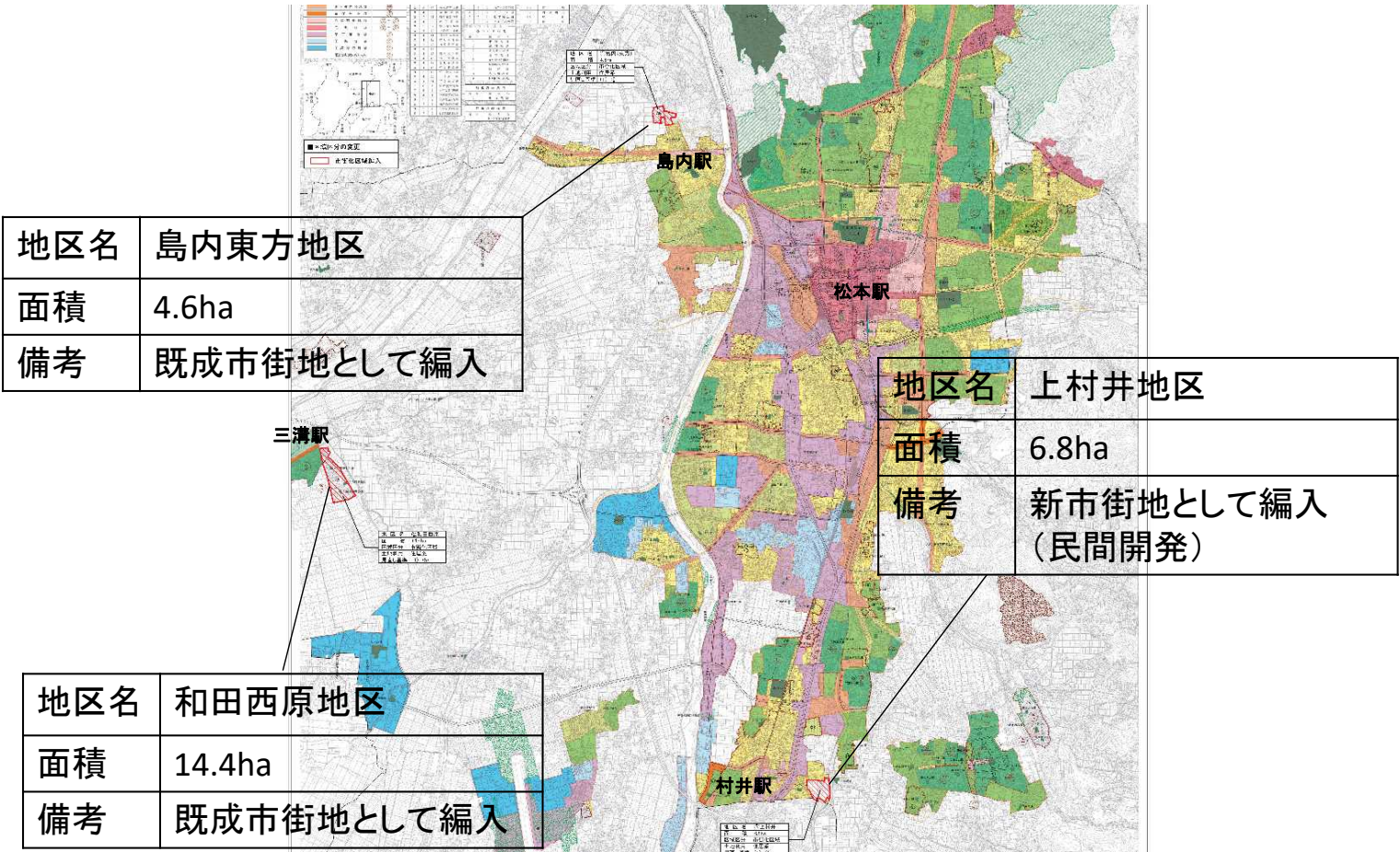
（２） 住宅地の供給を目的とした市街化区域の拡大については、今後の需要予測を十分精査し、農林漁業との健全な調和を図りつつ、計画的な市街地整備が確実な区域について、必要最小限とする。

→ 松本市

（３） 産業用地については、工業出荷額等のデータからの推計、各都市の産業に関する将来ビジョンや政策を踏まえ、需要に適切に対応できる規模の区域を農林漁業との健全な調和を図った上で市街化区域に編入する。

（４） 既に市街化した土地の区域についても、土地利用の動向や社会基盤の整備状況を踏まえた上で、市街化区域への編入を検討する。

→ 松本市



松本都市計画区域 市街化編入候補地(島内東方地区)

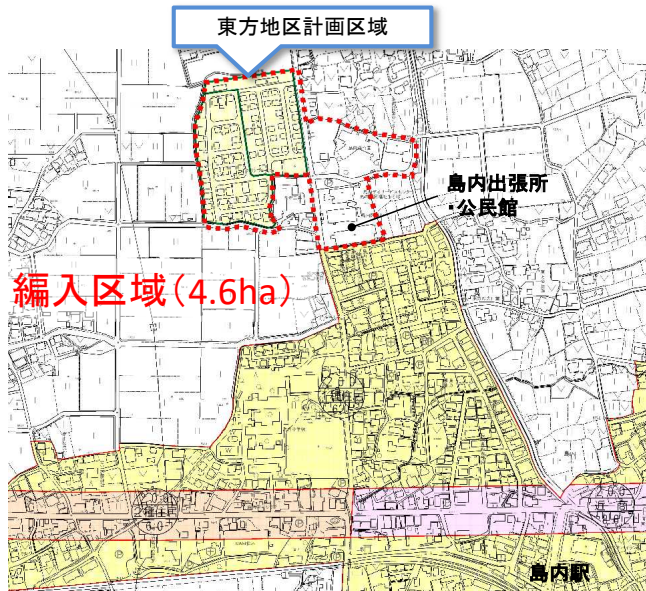


写真 対象地区内の航空写真



写真 東方地区計画区域内の住宅地



地区の概要

事業所跡地の住宅地 (地区計画H27.6決定)

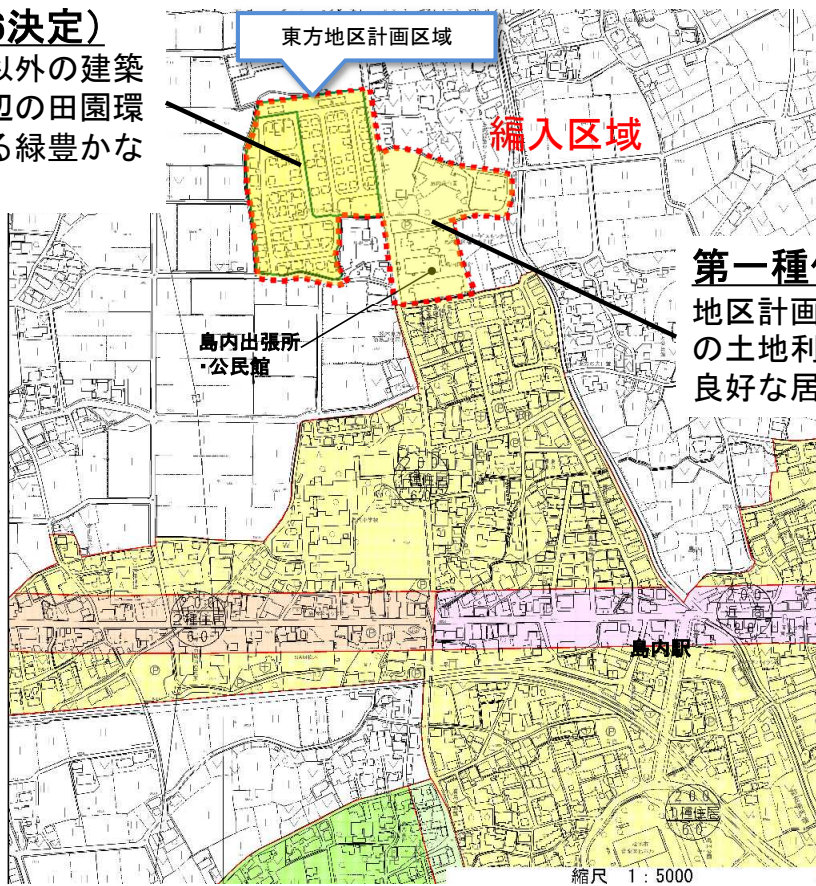
都市機能誘導区域 (島内駅周辺) に隣接

既成市街地としての要件

周辺の人口密度	54.0人/ha (> 40人/ha)
編入区域の建築物が占める割合	76.1%(> 1/3)

東方地区計画(H27.6決定)

一戸建て住宅と公民館以外の建築物の建築を制限し、周辺の田園環境と調和したゆとりある緑豊かな居住環境の形成を図る。



第一種住居地域

地区計画の目的や隣接する用途地域の土地利用を考慮し、ゆとりある良好な居住環境の形成を図る

松本都市計画区域 市街化編入候補地(和田西原地区)

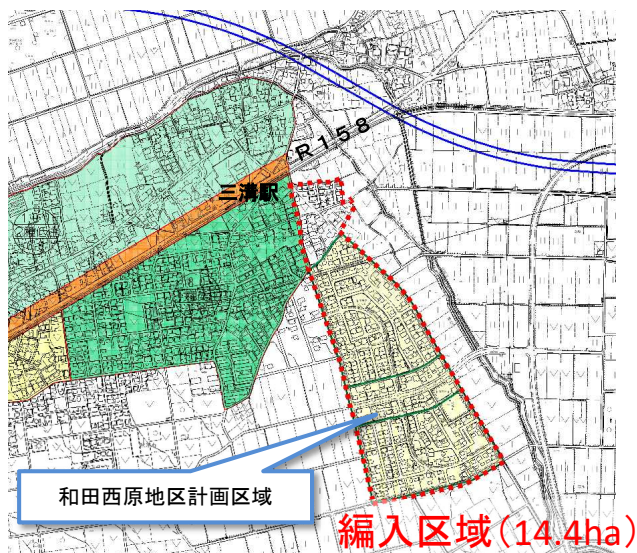


写真 対象地区内の航空写真



写真 和田西原地区計画区域内の住宅地



地区の概要

既存集落を含んだ住宅地(地区計画H18.3決定)

三溝駅から徒歩圏内(1km以内)

既成市街地としての要件

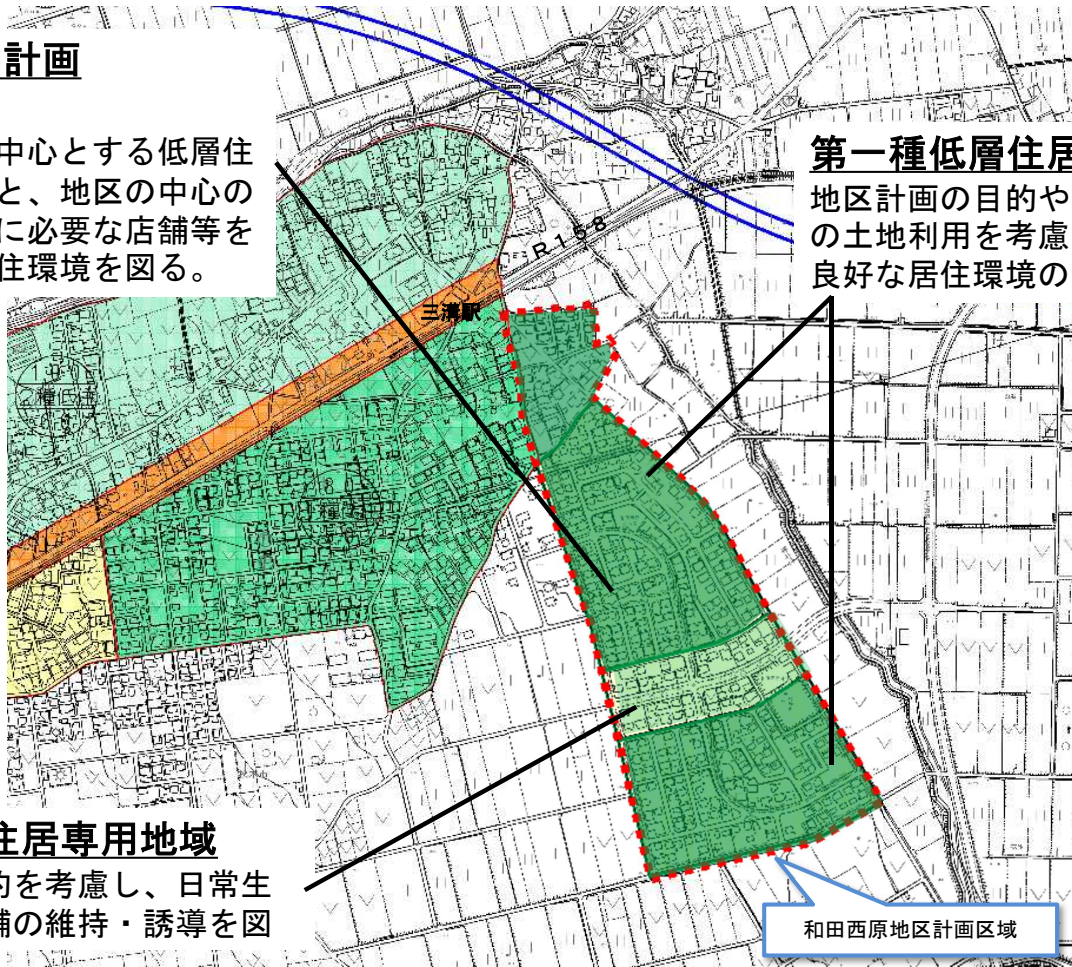
周辺の人口密度	60.3人/ha (> 40人/ha)
編入区域の建築物が占める割合	71.5%(> 1/3)

和田西原地区計画
(H18.3決定)

一戸建て住宅を中心とする低層住宅の整備、誘導と、地区の中心の道路に日常生活に必要な店舗等を誘導し良好な居住環境を図る。

第一種低層住居専用地域

地区計画の目的や隣接する用途地域の土地利用を考慮し、ゆとりある良好な居住環境の形成を図る



第二種低層住居専用地域

地区計画の目的を考慮し、日常生活に必要な店舗の維持・誘導を図る。

松本都市計画区域 市街化編入候補地(上村井地区)

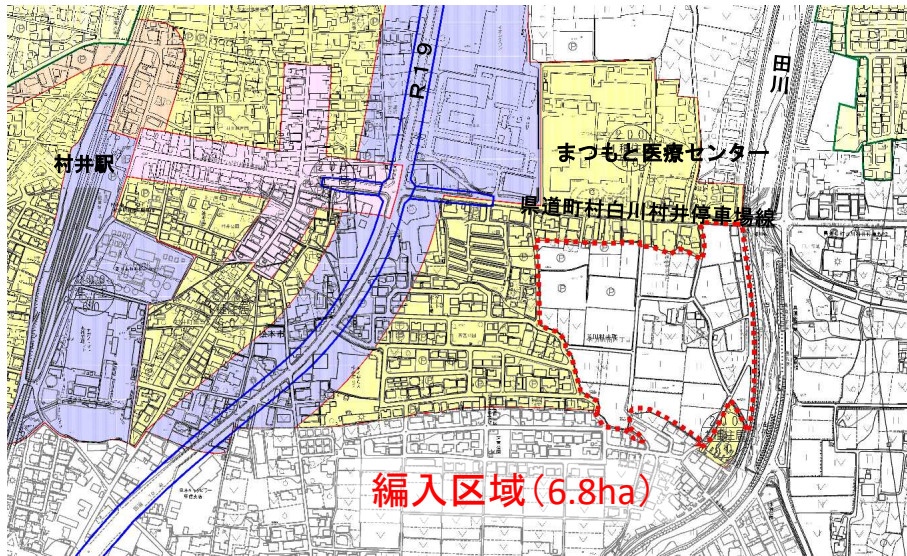


写真 対象地区内の航空写真



写真 県道町村白川村井停車場線



地区の概要

農振農用地(4.2ha) (農政事前調整終了 R3.5.11)

都市機能誘導区域(村井駅周辺)に隣接

地区計画を決定し民間開発(住宅系)を予定

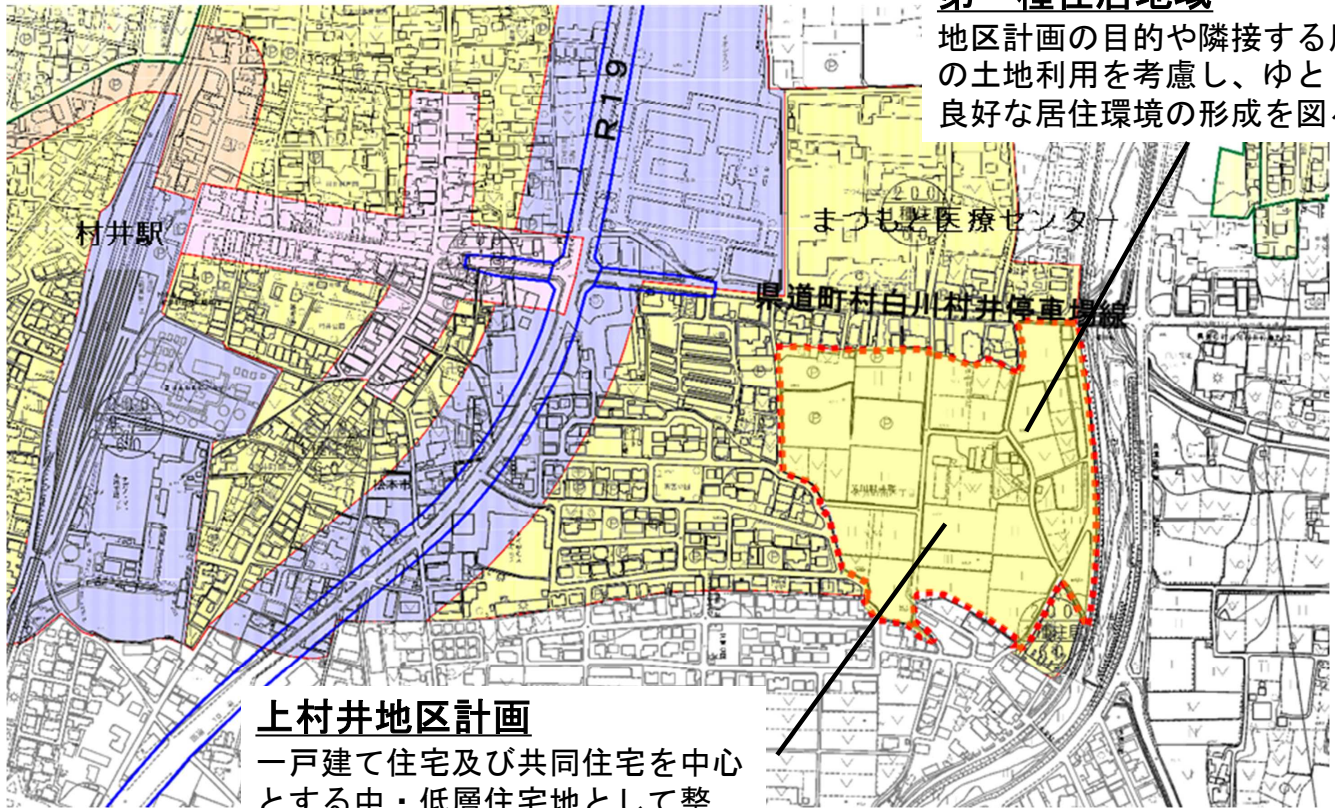
新市街地としての編入要件

想定人口 約420人(想定世帯数180×平均世帯人数2.33)

人口フレーム 500人(=9.0ha)

第一種住居地域

地区計画の目的や隣接する用途地域の土地利用を考慮し、ゆとりある良好な居住環境の形成を図る



上村井地区計画

一戸建て住宅及び共同住宅を中心とする中・低層住宅地として整備・誘導を図る。

松本市都市計画マスタープランと区域マスタープランとの整合

地区名	松本市都市計画マスタープラン	松本都市計画区域マスタープラン
島内東方地区	農地の保全と活用を図り、田園景観と調和する緑豊かな住宅地とする。	既成市街地に隣接している進行市街地については、地区計画の導入等により良好な住環境を目指す住宅地として位置づける。
和田西原地区	戸建て住宅を主体とした低層住宅を誘導し、地区の良好な自然・景観資源を活かしながら、ゆとりとうるおいのある居住環境を形成する。	既成市街地に隣接している進行市街地については、地区計画の導入等により良好な住環境を目指す住宅地として位置づける。
上村井地区	既存市街地に連坦する都市的利便性の高い地区を、将来住宅需要の受け皿として、計画的な住居系市街地への整備・誘導を図る。	既成市街地に隣接する新市街地の住宅地については、一体的なまちづくりができるよう、居住環境の整備・誘導を図り、農業と調和のとれた住宅地として位置づける。

既成市街地としての編入箇所

地区名	県基準	市基準	既成市街地の要件	関連計画との整合	地元合意	災害ハザード	水害リスク対策
島内東方地区	○	県基準を準拠	○	○	概ね○	浸水想定区域外	-
和田西原地区	○	県基準を準拠	○	○	概ね○	浸水想定区域外	-

新市街地としての編入箇所

地区名	県基準	市基準	農政との協議	関連計画との整合	地元合意	災害ハザード	水害リスク対策
上村井地区	○	県基準を準拠	事前調整○	○	概ね○	一部浸水深3.0m未満	○ (指定避難所、避難路の確保)

39

松本都市計画区域 今後の方針

長野県内における都市計画区域毎の人口フレーム及び工業フレーム一覧（令和7年時）

- 基準年 … 平成27年(2015年)
- 基準年10年後 … 令和7年(2025年)

区域区分		人口フレーム (拡大需要)				工業フレーム (拡大需要)				
都市計画区域	市町	保留人口(人)	人口密度※1 (人/ha)	面積※2 (ha)	備考	製造品出荷額(億円)	面積※2 (ha)	備考		
線引き都市計画区域		4,400人	-	約78ha	-	4,717億円	約641.4ha	-		
松本	松本市	既成市街地分：1,000人 即編分：500人		74.7人/ha	【既成市街地】 東方、和田西原	1,268億円【一般】	約136.3ha	-		
		<table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>R7</th> </tr> <tr> <td>市街化区域需要</td> <td>173,000</td> <td>172,100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>-</td> <td>173,600</td> </tr> </table>	年度			H27			R7	市街化区域需要
年度	H27	R7								
市街化区域需要	173,000	172,100								
	-	173,600								
					既成市街地分：約19ha 新市街地分：約9ha					

- ・工業フレームを用いて適切な工業用地の市街化区域編入を検討。
(周辺非線引き都市の乱開発を抑制)
- ・拡大しすぎている市街化区域や災害リスクの高い市街化区域を市街化調整区域へ戻すこと(逆線引き)を検討。

- 1 区域区分とは
- 2 人口フレームと工業フレーム
- 3 長野市の市街化編入候補地
- 4 松本市の市街化編入候補地
- 5 須坂市、小布施町の区域区分の今後の方針**
- 6 今後の予定

須坂都市計画区域 今後の方針

長野県内における都市計画区域毎の人口フレーム及び工業フレーム一覧（令和7年時）

- 基準年 … 平成27年(2015年)
- 基準年10年後 … 令和7年(2025年)

区域区分		人口フレーム (拡大需要)				工業フレーム (拡大需要)				
都市計画区域	市町	保留人口 (人)	人口密度 ^{※1} (人/ha)	面積 ^{※2} (ha)	備考	製造品出荷額 (億円)	面積 ^{※2} (ha)	備考		
線引き都市計画区域		4,400人	-	約78ha	-	4,717億円	約641.4ha	-		
須坂	須坂市 小布施町	-	56.3人/ha	-	-	471億円【一般】	約101.3ha	-		
		年度				H27			R7	1,389 → 1,860
		市街化区域 需要				37,800			37,700	

- ・人口フレームを用いた市街化区域編入の見込みは今後もない。
- ・工業フレームを用いて適切な工業用地の市街化区域編入を検討。(周辺非線引き都市の乱開発を抑制)
- ・拡大しすぎている市街化区域や災害リスクの高い市街化区域を市街化調整区域へ戻すこと(逆線引き)を検討。

- 1 区域区分とは
- 2 人口フレームと工業フレーム
- 3 長野市の市街化編入候補地
- 4 松本市の市街化編入候補地
- 5 須坂市、小布施町の区域区分の今後の方針
- 6 今後の予定**

今後の予定

都市計画審議会での説明事項と都市計画手続き

6月	第208回都計審	区域区分見直し	区域マスタープラン	調査審議（候補地）	調査審議（新旧対照表）
7月		国への事前協議			
9月	第209回都計審	区域区分見直し	区域マスタープラン	調査審議（原案）	
		市町村の意見聴取			
10月		都市計画案の公告・縦覧			
11月	第210回都計審	区域区分見直し	区域マスタープラン	議案審議（案）	
2022年 1月		国への本協議			
		決定告示			

※今後の協議次第等に変更する可能性があります。